**第１０回大阪府障がい者差別解消協議会**

**日時 令和元年９月１８日（水）**

**午前９時４５分から１２時１５分まで**

**場所 プリムローズ大阪鳳凰の間（東）**

**第10回大阪府障がい者差別解消協議会**

日時：令和元年９月18日水曜日　午前９時45分から12時15分まで

場所：ホテルプリムローズ大阪　鳳凰の間（東）

出席委員

大野　素子　　公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会副会長

小田　浩伸　　大阪大谷大学教育学部特別支援教育専攻　教授

河﨑　建人　　一般社団法人大阪精神科病院協会会長

坂本　ヒロ子　社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会理事長

塩見　洋介　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会

特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長

柴原　浩嗣　　一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝　　大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

高橋　あい子　一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会会長

辻川　圭乃 弁護士

堤添　隆弘　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室室長

寺田　一男 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会会長

南條　正幸　　関西鉄道協会事務局長兼専務理事

西尾　元秀　　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長

久澤　貢　　　社会福祉法人大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

藪本　青吾 大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究会委員

　◎　会長

オブザーバー

大阪法務局人権擁護部第二課長

大阪労働局職業安定部職業対策課長

町村長会代表町村　担当課長

ゲストスピーカー

田垣　正晋　　大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科兼

地域保健学域教育福祉学類　教授

　福島　豪　　　関西大学法学部　教授

○事務局　定刻になりましたので、「第１０回大阪府障がい者差別解消協議会」を開催させていただきます。

　委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところ、本日ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

　会議の成立についてでございます。

　本日委員数１９名のうち、委員１５名のご出席をいただいており、大阪府障がい者差別解消協議会規則第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

なお、本日、新しく委員にご就任された方をご紹介させていただきます。

７月１０日付、関西鉄道協会　小田昇委員の後任でご就任いただきました、南條委員でございます。７月１１日付、公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会　倉町委員の後任でご就任いただきました、大野委員でございます。

また、本日は、オブザーバーとしまして、大阪法務局、大阪労働局、町村長会代表町村担当課長、ゲストスピーカーとして、大阪府立大学教授の田垣先生、関西大学教授の福島先生にお越しいただいております。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

　「次第」

　「配席図」

　「大阪府障がい者差別解消協議会委員名簿」

　「大阪府障がい者差別解消協議会専門委員名簿」

　資料１－１　「事業者における合理的配慮の実施状況等に関するアンケートについて」

　資料１－２　「事業者団体・障がい者団体の意向把握アンケートについて」

　資料３－１　「大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討について（本日の検討事項）」

　資料３－２　「平成３０年度大阪府障がい者差別解消条例に関する運用状況について（抜粋）」

　資料４－１　「大阪府政策マーケティング・リサーチ結果について（おおさかQネット）」

　資料４－２　「府内市町村が実施した障がいのある方を主な対象としたアンケート調査の結果について」

　資料５－１　「大阪府が実施する障がい理解にかかる主な啓発活動」

　資料５－２　「府内市町村における障がい理解等の啓発状況について」

　資料５－３　「府内市町村における障がい理解の啓発活動に関する取組事例集」

　資料６　　　「都道府県の条例制定状況一覧（大阪府調べ）」

　参考資料１　「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」

　参考資料２　「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則」

　参考資料３　「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例に規定するあっせん等に関する要領」

　その他として、委員の皆さまには、「別冊ファイル」をお配りしております。

　資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせ願います。よろしいでしょうか。

　続きまして、会議の公開についてです。

　大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則、公開としております。

　後日、配布資料とともに、委員の皆さまの発言内容をそのまま議事録としてホームページで公開する予定にしております。ただし、お名前は記載いたしません。あらかじめご了解くださいますようお願いいたします。

　次に、この会議には、点字資料を使用されている視覚障がい者の委員がいらっしゃいます。点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり、言及されたりする場合は、その都度、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

　それでは、以後の議事進行については、会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○会長　はい。おはようございます。早い中、お疲れの中、ありがとうございます。

　それでは、第１０回大阪府障がい者差別解消協議会を始めたいと思います。

　本日の案件は、２件いただいています。

１つめが、事業者等に対するアンケートの実施を考えております。これについて、皆さま方からご意見を頂戴したいと思います。

　２つめは、大阪府障がい者差別解消条例施行状況についての検討を進めてもらいたいと思います。内容につきましては、支援地域協議会の機能であったり、あっせん実施型合議体、助言・検証実施型合議体の役割について、今後の方向・課題などについて検討を行いたいと思います。

　それでは、早速ですが、説明から伺います。次第のうち、事業者等に対するアンケートの実施について、事務局よりお願いできますでしょうか。

○事務局　それでは、資料１－１、１－２についてご説明いたします。

　今後、今年度予定している解消協議会において、事業者による合理的配慮の提供についてご審議いただく予定としておりますが、審議に当たり、アンケートを実施したいと考えております。資料１ｰ１の１ページめをお願いします。

　アンケート対象は、事業者１，０００社程度を予定しており、記載はないのですが、対象は、商品・サービス分野、福祉サービス分野、公共交通分野、住宅分野、教育分野、医療分野の計６分野に属する業者を抽出する予定としております。

　アンケート手法は、予算の範囲内で効率的に、かつ専門的知識やノウハウを活用するため事業委託を予定しております。

　時期としましては、１１月下旬に開催を検討しております解消協において、単純集計だけでもご報告したいと考えております。また、クロス集計などの分析をした結果については、１月下旬に開催を検討しております、解消協で報告したいと考えております。

　墨字版、点字版ともに、２ページめ以降が設問の案です。今後、委託事業者とも調整しながら、アンケート内容を確定する予定です。

　各設問の説明は省略いたしますが、例えば、問６～問１０では、合理的配慮の概念の浸透や実施状況に関する設問、問１１～１３では、今後、解消協でご審議いただく論点の一つとなる、合理的配慮の義務化に関する意向を聞く設問としております。

　次に、資料１－２をご確認ください。

　アンケート対象として、事業者団体及び障がい者団体各４０団体程度を予定しております。

　アンケート時期としましては、１０月～１１月にアンケートを配布し、１月下旬に開催を検討している解消協に報告をしたいと考えております。

　具体的な設問内容としては、合理的配慮の義務化に関する意向を聞く設問としております。なお、団体名については公表を予定しております。

　なお、資料１－１、１－２ともに、送付時にはガイドラインの概要などの啓発物も同封し、啓発も兼ねたアンケートになるようにいたします。説明は以上になります。

○会長　ありがとうございました。

　ただ今のご説明について、ご意見、ご質問などございましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。

　条例施行後３年で、議会がどうなっているのか、法がどうなっているのか、把握した上で考えていきたいという意見も頂戴しておりますので、改めてこの議案を出してきて、案件とさせていただくことであります。

こういったことができるのではないかとか、この表現は適切ではないのではないかとか、ご意見を頂戴したいと考えております。

○委員　一点確認なのですが、今の事務局の説明で、資料１－２についてです。団体名を公表されるというようにおっしゃったのですが、それは、「こういう団体にアンケートをしました」というような公表なのか、「団体ごとに、このようなアンケート結果でした」という公表なのか、どちらなのでしょうか。

○会長　いかがでしょうか。説明をお願いします。

○事務局　はい。団体ごとに、こういう回答だったという内容の公表になります。

○委員　それはこの解消協の中で、そういう形で公表するということですか。

○事務局　解消協の中で公表いたします。解消協の中で公表いたしますと、対外的にも資料の公表となります。

○委員　そうしますと、そのことはきちんと明記をしておかないと、と思いますけど。アンケートの際に。それは対応なされるのでしょうか。

○事務局　はい。アンケートの際には、その旨は説明させていただいた上で、ご了解をいただいて回答いただきます。

○委員　はい、分かりました。

○会長　はい。いかがでしょうか。団体の名前を挙げるということになると、本来言いたいことが言えないことがある気はしますね。

○委員　内容ではなくて、手法なのですが。事業者アンケートで、１，０００社程度ということで、できるだけ回答をたくさん得たいという、そういうことだと思いますが。それも、予算の状況とか範囲の中に収まるかという話なのです。

例えば、私どもでも福祉系実態調査とかいろんな調査がわんさか来るのですが、そこで、ネットで回答を返送するという手法が、常に行われるようになってきているのです。結構、そういう手法が進みますと、私どもとしてもそういった、そこに注ぐパワーが少しは緩和されるという、こういった話になるのです。

　そういった手法も含めて、この１００万円の中で収まるかどうか分かりませんが。ただ、郵送で返してもらうというのは、安くつくような気がするのですが、その辺のことを、どういうように考えておられるのか、どうなのかということを教えてほしいなと思います。

○事務局　どうしても予算が１００万円の範囲以内ということで、委託事業者にも相談しているところなのですが、手法としては郵送でということで、今、すぐネットというのが、なかなか手法として難しかったので、郵送でということになっています。

　ただ、おっしゃるように回収率をなるべく上げるために、電話での督促を委託事業者の仕様の条件に入れさせていただいております。ですので、なるべく回収ができるように、督促電話をしていきたいと考えております。

○会長　委員から「使う」という言葉が出ましたが。今回のアンケートに答えていただくとすると、事業者の特定の担当者で、少しは状況とか制度についても、知識はあると思いますが。一通り、問14や問16まで答えると、どれぐらいの時間がかかるというように考えておられますか。

○事務局　具体的にどれぐらいの時間というのを申し上げるのも難しいですが、１５～２０分は必要かなとは思っています。配布先が、どうしても事業者のお客さま相談センターですとか、総務系の窓口になってまいりますので、総務系の方が営業向けの方の意見を聞きながら回答するとなると、少し時間がかかってくるかなとは推量します。

○会長　はい。ありがとうございます。

　問１４、１６など、自由記述のところを回答者側がどれだけ書くかによって、ずいぶん時間が変わってくるかな。それ以外のところは、ある程度の知識があれば、それほど負担にならないような気がいたします。

　それでは、いかがでしょう。その他、ございますか。

○委員　途中からの参加でまだ、初歩的なところでお尋ねすることになるかと思うのですが。条例の改正ということになりますと、最終的には議会ですよね。この障がい者差別解消協議会でアンケートをとって、さらに自由記載も含めて記入したものが、議会に向けてどのような位置付けで反映されるのかなと。

　そもそも、そう言ってしまえば、解消協議会の意向というものが、条例改正に向けてどういう道筋で反映していくのかなということにもなります。このアンケートを解消協議会で公表して、協議した結果については、条例改正にどのような反映の仕方をしていくのでしょうか。

○会長　解消協の役割も含めて、現在の議論が条例改正、特に議会の場の検討にどのような位置になるかということですが。ご説明をお願いできますか。

○事務局　このアンケートを受けまして、もちろん解消協におきまして議論をいただいて、その意見を基に、再度、われわれが、改正が必要かどうかについて判断をいたします。その上で、もし改正ということになれば、ご意見を反映した形の合議案になっていくことになります。

　アンケートにつきましても、解消協の中での議論に同意していただく。また、その方向性が決まった後、条例化が必要ということになれば、その条例化に反映させていただくという形になります。

○委員　ということは、議会に参考人とか、そういう立場で出席するわけですか。府はどういう立場で議会に出席されるのでしょうか。

○会長　いかがかですか。

○事務局　参考人と言いますか、この内容を踏まえた解消協のご意見をいただきまして、大阪府として条例案を提出するという形になります。ですので、議会の中で質問があれば、われわれとしてもそれに対して用意しておくという形になってまいります。

○事務局　よろしいですか。

○会長　はい。すみません。どうぞ、お願いします。

○事務局　先ほどの委員からのご質問を聞いていて、少し補足説明をさせていただきます。

　これからしようと思っていますアンケート、この結果について、どのように取り扱われるのかというようなご趣旨かなと思います。それに、条例改正に絡んで議会との関係はというご質問だと理解しております。

　まず、アンケートの取扱いについてなのですが、冒頭に説明がありましたが、１１月下旬に単純集計したものを解消協にお示しする。その後、分析を踏まえた上で、１月下旬に解消協の場でご提供させていただく。

解消協の場では、このアンケート結果を基に条例の施行状況について、また、条例改正の必要があるかどうかについてご審議をいただき、その結果を解消協議会の意見として提言をまとめていただく。そのために、アンケートの結果を参考にしていただきたいということでございます。

　その後、大阪府としましては、解消協で取りまとめていただいた提言内容を踏まえて、条例の改正是非について内部で検討するということでございます。当然、検討状況については、解消協議会の場でお示ししながら、皆さんのご意見をふまえて協議を重ねてまいるということでございます。

　議会との関係でございますが、この条例を改正することになれば、当然、条例の骨子案でありますとか、最終的には条例案が出てまいりますが、その条例案が上がってきた際には、議会で審議するために議会に提出します。それで、議会の中で議論がなされます。大阪府としての位置付けは、議会と執行部という関係でございまして、執行部から出した条例案について、議会の中でご審議いただく。

　その際、議員同士の議論でありますとか、執行部に対して、条例の中身について知っていただくとかありましたら、それは執行部として対応していく。その際、お答えする材料としては、解消協でのご議論、解消協で取りまとめていただいた提言など、また、アンケート結果で、各事業者、府民の意思、こういったところを総合し勘案してお答えをする。

　議会の方で独自に議会活動というのがございますので、それぞれ事業者から聞いた内容であるとか、アンケートの結果、これを独自に分析しながら、質疑をする。最終的には、この条例を可決するのかどうかの判断基準にはなり得るのかなと思っています。少しややこしいのですが、アンケート結果がそのまま議会に提案されて、どうこうというものではありません。公表されたアンケート結果について、それを議会の方で検討材料にするというのは想定されることでございます。

○会長　よろしいですか。

○委員　素人な者で大変初歩的なことを伺って申し訳ないですけれども、そもそも条例改正という提案は解消協が出したわけではなく、議会の方への提案事項なのですね。

○事務局　今まさに、ご議論いただいている条例改正の是非を含めてという協議ですが、この条例の施行の際に検討規定、条例の中に検討する項目がありまして、そこに「３年後にも、条例の施行状況を見て、見直すべきところは見直す」と、このように書いてございます。

　それを今、条例の検討状況を検証していただいて、その上で、条例改正が必要だということになれば、その方向で検討していくということでございます。必ずしも改正ありきというわけではないのですが、「見直せ」という規定がございますので、それに基づいて、今、ご協議していただいているということでございます。

○会長　はい。ありがとうございます。その他。お願いいたします。

○委員　企業等へのアンケートの方で、答える立場になって考えてみたときに、問１１の「努力義務から義務規定」というところの、賛成か反対かの意思表明をするときに、もし義務規定になった場合の、守らなかったときの罰則規定はどうなっているのだろうというのが、たぶん賛成か反対の意思表明するに当たって、非常に重要なポイントかなと思うのです。

現時点において、事務局に対して「罰則規定の検討状況はどうなっていますか」と問い合わせがあったときに、どのようにお答えになるかと、お聞かせいただけたらと思います。

○会長　はい。いかがでしょう。

○事務局　罰則規定についてのお尋ねでありますが、合理的配慮について、義務化したときの罰則規定だと思うのですが、そもそも差別的取扱いについても、罰則規定というものは、条例でも設けておりませんので、現時点で罰則規定というのを具体的に考えているというわけではございません。

○会長　というように、問い合わせがあったら、回答されるのですか。

○事務局　そうですね。今のところ、罰則規定、差別的取扱いについても、現段階の条例においてもありませんので、そこを飛び越えて、ここについて罰則規定というようには、現時点では、われわれとしても考えてないところですし。ご議論いただいた上、そういう方向性があればもちろん、検討の余地はあろうかとは思いますが、現時点では、答えを出すとそういうことになります。

○会長　はい。ありがとうございます。

　それでは、このぐらいでよろしいでしょうか。

それでは、次の案件として、次第の２、大阪府障がい者差別解消条例施行状況の検討。見直しに当たって、検討事項の資料とかその中で明記されていますので、条例施行状況の案件の検討をここでやります。

　前回の議論の振り返りを簡単に済ませておきたいと思います。事務局よりご説明いただけますでしょうか。

○事務局　資料２についてご説明いたします。資料２は、７月に開催いたしました解消協において、委員の皆さま方からいただいた、いろんな意見を書いたものとなっております。

　１ページめ、【論点１】広域支援相談員の機能について

　「（１）広域支援相談員が果たしてきた機能・役割について」です。

　点字版は、２ページをご確認ください。

　いただいた意見としましては、「○　大阪府の相談対応の質が担保できる仕組みが求められるのではないか」また「○　相談対応の質の担保として、相談員の体制整備の充実をすべきではないか」といったご意見がありました。

　その下、「（２）広域支援相談員の相談対応における限界について」です。

　いただいたご意見としましては、墨字版では２ページめの１つめの丸、点字版では３ページめの下の方になります。

「○　相談員の活動に実効性を担保する手法として、一つに、事業者が相談員の活動に正当な理由なく協力しない場合に府知事名による勧告・公表という仕組みを設けるということが考えられるが、これは事実上の制裁措置であるため、相談対応について条例で細かに規定するといった手続きの明確化が求められる。このことにより、相談員が裁量の範囲で行っている柔軟な対応が困難となる懸念があることを認識しておく必要がある」。

２つめですが、「○　条例施行後３か年の間に、事業者が、広域支援相談員が行う調査に非協力的である事例もあったことを踏まえると、相談員の活動に実効性を担保する手法として、事業者に対する協力義務を新たに条例に規定することが考えられる。

　条例第５条では、事業者には府施策への協力に係る努力義務も課せられているが、これは極めて一般的・理念的で原則的なルールを規定したものなので、「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」第９条のように、紛争解決に向けて有効に機能し得る規定を定めるべきではないか」といったご意見。

　それに対して、その２つ下、点字版では５ページの中段になります。

「○　事業者が広域支援相談員の活動に非協力的であるがために解決が見込めない場合でも、あっせんでの紛争解決の仕組みを条例に規定していることから、事業者の協力義務規定は不要ではないか」。

　さらに２つ下、点字版では６ページの上になります。

「○　相談員が活動しやすいよう、事業者の協力義務規定を設けることは一つであるが、規定には法的効果はないということも踏まえたうえで検討すべきである」といったご意見もありました。

　墨字版では３ページになりますが、「（３）広域支援相談員の対応力の向上に向けた取組みについて」は、本日の検討事項につきまして、合議体の機能についてご審議をいただく予定ですので、この点については、後ほどご意見をいただきたいと思います。

　４ページ、点字版では６ページの下の方になります。

　「【論点２】大阪府による市町村への助言等の機能」についてです。

　墨字版では上から３つめの丸、点字版では９ページの一番上にお進みください。

「○　障がい者にとっては、顔見知りである市町村職員には相談しにくいという場合も想定されるため、大阪府の広域支援相談員にも相談できる仕組みは継続すべき」。

その下、「○　市町村との関係については、府が市町村の取組みへの助言や支援をするというのが条例の規定であり、府は、市町村に対して専門的な助言や好事例の提供、市町村同士の交流の機会、特に相談員同士の交流や相談担当者の連絡会議などを通じて、市町村の取組みの格差を埋め、すべての市町村で取組みの促進が図られるよう、市町村支援等の方策を充実させていく必要がある」といったご意見がありました。

　説明は以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。

　事務局からすると、資料２の３ページ、（３）のところ、「広域支援相談員の対応力の向上に向けた取組みについて」の意見が十分出なかったので、それについて特にご意見頂戴したいということと、前回協議会の意見に改めて付け加えたいこと、あるいは、これについてはどういう趣旨かということなど、ご意見、ご質問を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

　広域支援相談員の対応力の向上に向けた取組みということでは、現在は広域支援相談員がどう考えたらいいのか難しい事例も幾つか、合議体で検討して、そこで、対応プロセスが妥当であるか、あるいは、事実関係が必要であるか、あるいは、相談事案が差別的取扱いに該当するか、必要な合理的配慮とはどういうものかなどの助言をして、事例の積み重ねをしているところなのですが、それ以外にないのかということで、どなたかご意見などございませんでしょうか。

委員にお聞きしますが、相談員の対応力の向上のため、スーパーバイザー（supervisor：指導者）の方を、どのように育成されておられますか。スーパービジョン（supervision）の体制が十分でないというようなことがあるのですよね。

○委員　　相談員へのスーパーバイザーと言いますか、私ども人権相談をやっておりまして、人権相談員の養成ということで、養成講座を大阪府と一緒にやらせていただいております。それから、相談員にいろんなアドバイスをするとか、あるいは相談の仕組みをマネジメントしています。

もう一つ、大阪府では、相談員の研修を受けて、さらに取組みを進めていただくということで、大阪府の人権擁護士というものを作りまして、人権擁護士を大阪府が認定しています。特に条例を定められたものではありませんので、権限が明確になっているわけではないのですが、人権相談の取組みに対して、いろいろアドバイスをするとか、そこへ出向いて助言していく、アドバイスしていくという取組みをやっております。

　この９月にグループ別で相談事業の研究会をやっておりますが、研究会の中で、１つの事例を基に相談員が検討を進めていって、交流を進めるのですが、そこに人権擁護士の方に参加していただいて、いろんなアドバイスをしていただくとか、検討の集約をしていただくとか、そのような形で相談の質を高めようという形で進めています。

　そういう意味では、前回、報告にもありましたように、やはり相談員同士の交流とか、事例を巡っての相談員での研究とか検討ですね。それから、相談の仕組み自身を作っていく担当者の連絡会議の開催とか、そのような形で相談の質の向上、そのための大阪府全体の仕組みづくりというものが必要ではないかと思います。以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

　お辞めになったベテランの広域支援相談員による、年に何回かの事例検討でのスーパーバイザーの仕組みなどがあるとよりいいのかなと。合議体だけですと、開催回数が限られていますので、個別に事例検討をするというところまで至っていません。もう少し別の場があったらいいのかもしれないと考えているところです。

　あと、合議体委員が個別に事例についての助言ができるからというのもあるといいかと。

合議体委員で、例えば弁護士の先生の専門的な知識が知りたいとか、精神科医の専門的な知識が知りたいというところで、助言をいただく仕組みがあると、対応力の向上につながる。そんなことになるだろうとも、捉えているところであります。

その他、ご意見などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。全体に議論はいいということでございますので、これぐらいにさせていただこうと思います。

　本日の検討事項は３－１で、施行状況の検討について、「大阪府障がい者差別解消協議会の機能について」の検討から入ってまいりたいと思います。

それでは、事務局よろしくお願いします。

○事務局　はい。

　資料３－１「大阪府障がい者差別解消協議会の機能について」ご説明いたします。

　【３か年の取組状況と自己評価】について、墨字版では一番下の丸、点字版では２ページの中段です。

「○　今後、相談員に対する助言を担う合議体、その母体となる解消協が、支援地域協議会としての機能を果たすために、どのような役割が求められ、その責務をどのように果たしていくことができるのかを検討することが必要である」と考えております。

　点字版ではその下、墨字版では２ページに入ります。

　「（１）支援地域協議会としての機能について」です。

事務局としましては、「○　合議体は、広域支援相談員が受け付けた相談事案に対する助言・検証を通じて事案を共有するとともに、あっせんによる紛争解決の機能を有しており、支援地域協議会としての機能の一部を果たしている。また、解消協は、相談体制の整備をはじめとした府の施策に対する意見具申や障がい者差別解消に資する取組みの共有の機能を有しており、合議体とは異なる機能を有している」と、整理しております。

　その下ですが、「ただし、解消協については、現在、十分に発揮できていないと考えられる機能があることから、今後は以下の視点で取組みを強化していくことが求められるのではないか」というように考えておりまして、〈視点〉として、昨年度のワーキングで出た意見を枠囲みで示しております。

ワーキングで出た意見としまして、

「現在の解消協は、府への政策提言が中心であり、府内の地域の実情に応じた差別解消のための取組みを主体的に行うネットワークとしましては、十分に機能できているとは言い難い。構成機関による周知啓発の取組み、必要な社会資源の開発・改善などの検討・実施に取り組むことができていない」。

「解消協委員各自が、支援地域協議会のメンバーであることを意識して、障がい者差別のない地域社会づくりに向けて、地域住民の意識を喚起し、新たなネットワークや社会資源を開発する社会的な活動を展開できるように、協議会組織のあり方を検討する必要がある」。

「合議体での事例検証の中で明らかとなる課題や施策の方向性に関して、解消協で意見交換ができるような会議運営を検討すべきである」。

というものでした。

　こういったご意見を踏まえまして、ご審議をお願いしたいと存じます。

　ここで、府民の意識調査の結果をご説明いたします。資料４－１をご確認いただけますか。

　平成２８年度以降毎年、府民にアンケート調査を行っています。回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成としては、無作為抽出による世論調査と異なることから、府民全体の状況とは言えないところはご留意ください。

　点字版では２ページの中段になります。

　問１は、法の認知度を問う設問です。

「知らない」と回答した割合がおおよそ６割程度となっております。

　点字版では３ページの中段になります。

　問２は合理的配慮の理解度を問う設問ですが、過重な負担のない範囲での合理的配慮の不提供を、「差別に当たるとは思わない」、「どちらかと言えば、差別に当たると思わない」と回答した割合が、３割程度で推移している状況です。

　次に、資料４－２をご確認ください。

　これは、府内市町村がホームページ等で公表しております、平成２８年度以降に実施された障がいのある方を主な対象としたアンケート調査の結果をまとめたものです。あくまでも府がホームページで把握できる範囲でまとめておりますので、全ての調査結果を示したものではないことをあらかじめご了承ください。

　抜粋してご説明いたします。

　墨字版ではこの資料の２５ページ、点字版では４８ページの中段になります。

「障がいがあることで、あなたが普段の生活で嫌な思いをすることは、この５年程度の間に増えましたか、減りましたか」という設問に対し、点字版では４９ページの中段になりますが、「減った」と回答した障がいのある方は、１８歳未満で１１.５％、１８歳以上で３.３％になります。

　また、点字版では同じく、４９ページの囲む線の下の方になりますが、障害者差別解消法の認知度は、「法律の名前も内容も知らない」と回答しておられる方々の割合が６割程度となっております。この傾向は、他の市町村でも同様です。

　この結果から、障がいのある方においても法の浸透が不十分であり、差別や嫌な思いをした経験はあっても、差別と認識していないケースや、差別だと感じていても、行政に相談されないままのケースも考えられます。

　障がいのある方に対しての一層の啓発も求められているかと思います。

　こうした状況も踏まえて、解消協の機能についてご審議をお願いしたいと思います。

　説明は以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。

　解消協の機能・役割について論議をしているところで、この３年間の取組みでご説明いただいておりますが、合議体の機能と、この本体の差別解消協議会と、情報共有の話、そして、政策提言、これだけでいいのかというところです。現状を言うと、まだまだ法律と条例の仕組みであったり、そういった体制であったりの浸透が十分でなくて、事実上、市町村あるいは大阪府の窓口につながっていない事例がまだあるのではないか。

それについて、解消協のこのネットワークは、それぞれ何ができるのかということが、機能として問われているのではないかということが、資料３－１の２ページ、３点のワーキングでの意見として、まとめられているものであります。これについて、皆さま方のご意見などございますか。

○委員　質問があります。

○会長　はい、どうぞ。

○委員　２ページの〈視点〉のところで、「現在の解消協は、府への政策提言が中心であり」という、そういうお話。これは去年のワーキングかな、報告として資料の方にも上がっていますので、入ってきたものは、新たに記録にしてくださいと、申し上げたのですが。政策提言が中心ですね。こんな感じ。僕も今、抱いている政策提言というようなことが、出てきているかなというところでありますが、３つめに書いているように、課題や施策の方向性に関して、今、十分な意見交換ができていない。できるような方向性になるということと、ここをどう整理して考えたらいいのか、もう少し説明していただけたらと思います。

○会長　はい。いかがですか。

○事務局　この〈視点〉は、昨年度のワーキングで出た委員のご意見を抜粋したものでございまして、それぞれおっしゃった委員が皆さん異なるので、それぞれのご意見を書いたものでございます。

　「府への政策提言が中心」というのは、おっしゃった委員の考えを推測するに、合議体が事案の検討である一方で、解消協は、事務局から検証報告書などのご説明をして、啓発をこれからどうしていこうかとか、どのように差別解消に取り組んでいったらいいのかというところを、ご意見いただく場という意味でおっしゃったのかなと思います。

　一方で、委員がおっしゃったこと、一番下のところ「合議体での事例検証の中で明らかとなる課題や施策の方向性に関して、意見交換ができるような運営をする」のは、委員も複数おっしゃったのですが、こういったご意見が出ているというのが、昨年度のワーキングの状況でございます。

○会長　いかがでしょうか。

　１年の活動を取りまとめて、検証報告書を作っています。事務局が草案をまとめていますが、それについて、何度かお伺いしてご意見を頂戴した内容の中には、大阪府は具体にどういうことをしなければならないかということを、ご意見を極力反映させるような作りをさせていただいております。そのような形で政策提言をしていただいたり、今回のように、条例改正３年後の見直しのときに、施行状況を踏まえてどう考えたらいいのか、ご意見いただいているわけです。

そのような大阪府政に対するご意見をいただく場だけでよいのかというと、法の支援地域協議会設置の趣旨からすると、それぞれのメンバーでネットワークを作って、差別解消の取組みを行政と連携しながら、同時に進めていく組織、地域づくりの組織だということで、そこの部分について、一歩踏み込めないかということも、ワーキングのご意見だったのではないかと。今、思い出すと、そのようなご意見だったかなと思うわけでございます。

　全国の都道府県レベルの支援地域協議会の状況を考えると、事例の共有については、大阪府は非常に熱心にやってきた、さらにもう一歩踏み込むことが、３年後の課題の一つかと思っています。

ただ、これがおそらくは、国の問題で、解消協の開催のあり方を、事務局が取組状況を説明して、「ご意見ありませんか」という形で進めていく方法を少し改めたりしながら、事例検討をもう少し小さな集団でやって、あるいは、政策についても、意見検討をもう少しグループに分かれていくというような方法が効果あるのかな。解消協で、もう少し小さなグループで意見交換してまとめていく。それならそこもあるのかなというように思っております。いかがでしょうか。

　はい。よろしくお願いします。

○委員　すみません。また、初歩的なことで伺うのですが、解消協の持つ実効的な力というと、少し語弊があるのですが、合議体との双方向の連携であるとか、上がってきた原因に関しては、合議体はどういう対応をしていて、どういう問題を扱ったかというようなことに関して、この解消協議会である程度の見解を、また合議体に返す。合議体といつも双方向の関係にあるのか。広域相談との実質的な関係性があって、私たちはそのあり方についても提言できる立場というように理解してよろしいでしょうか。

　それと、この解消協委員に関しては、差別事例に関して法的義務がどのように発効されたのかという、結果、どういう効力を発揮しているのかということについても、可視化できているのかというのが、初めてなものですから、どう機能しているかというのが非常に見にくいのですが。分かりますでしょうか。

○会長　委員がおそらく見えないということ、調べてもよく分からないということは、府民の方や、関係されている方にしても、よく分からないということになるかもしれません。委員のご質問についてはいかがでしょう。

○事務局　合議体と解消協との役割分担というか、連携の仕方などをおっしゃっていたかと思うのですけれども、条例上は、合議体を、事案の検証をする場、あるいは、あっせんをする場と位置付けておりまして、解消協は、もう少し大きな概念で、府への意見、知事への意見具申や、差別解消の取組みを共有する場というようになっております。

　合議体で事案を検証するに当たっては、どうしても構成員の方を５人という形にさせていただいておりますので、合議体で出たいろいろなご意見、各事案から出てきた課題、啓発、例えば、こういう事業者に啓発はこうしていかないといけないのではないかとか、そういったご意見につきましては、検証報告書という形で、大阪府で取りまとめておりまして、解消協議会で年度末にいつもご報告させていただいております。

　各合議体で出た事案のご報告を解消協でいたしまして、そこで解消協委員の皆さまから、さらに意見をいただくという形を取っておりますので、合議体で出た議論を解消協でもう一回整理し直すという形になっているかと思います。

　あとは、解消協あるいは合議体でやってきた取組みの可視化ということかと思いますが、そこは先ほど申し上げた検証報告書という形で、合議体で出たご意見を記載しておりますし、解消協で出たご意見は、資料とともに議事録としても公表しているというところでございます。

○会長　合議体の機能はこの後ご説明いただくことになりますが。合議体でどのような審議経過で、何が目的であって、どういう見解が示されたのかというのは、まず、概要版を作って、委員や市町村の担当者の方に、それを配布していただいて、その上で、こうして集まって説明させていただいたときに、ご意見を頂戴しながら合議体と判断がぶれないように、関わっていただいているというような関係になるのでしょうかね。

　それでは話が、合議体の話にも続いていますので、支援地域協議会としての機能は、課題がある中で、条例改正で解決すると言うよりは、予算の問題もあるかと思いますが、この解消協も、運営の仕方で工夫をいただいて、機能強化が可能なのではないかというように思います。合議体も。

○委員　よろしいでしょうか。

○会長　はい。どうぞ。

○委員　すみません。支援地域協議会の機能の強化について、支援地域協議会の役割なのですが、今の解消協議会、いろんな団体とか、障がい当事者団体とか、いろんな関係団体が入ってという形なのですが、市町村の関係者の方が、一緒に議論することができないかということを思います。

　と言いますのは、先ほど市町村の障がい者の実態調査報告をされていましたが、ある市の例でしたが、「嫌な思いをしたことが減った」という人が少なくて、増えたという人の方が多いですね。差別が増えたというのはなかなか言えないと思うのですが、やはり差別というのは社会に出て人と接する中で体験すると思うのですね。社会に出る中でいろんな差別とか嫌な思いに遭っていくという、そういう意味での、増えたという意味も読めるのではないかなと思うのですね。

　市町村のアンケートで見ていくと、「差別や嫌な思いをした」というのが３割～４割、回答されています。特に１８歳未満は多いのですよね。それはたぶん学校とかで、日常的に差別や嫌な思いを感じている雰囲気のところがあると思います。そういう意味では、市町村のこの取組みは非常に大事だと思いますし、市町村はこの結果を基にして、どう取り組むかということを検討されていると思います。

　そこと大阪府の取組みとのネットワークと言いますか、そういう連携を作っていくために、例えば解消協議会に、府とかで、市町村会からも、部会の方とか担当者の方とか参画していただく中で審議するというのを、大阪府の全体の取組みとしてできないかなということを思います。

　委員を増やすとかそんな勝手なことを提案していいのかどうか分かりません。また、委員の数とかは、おそらく審議会の条例で定数が決まっているのではないかなと思うのですが。そういう関係とかもありますので、どうなるか分からないですけれども。

　先ほどの市町村の連携ということを一つ、お話しさせていただいたように、市町村の方から参画していただいて、大阪府内全体に障がい者差別解消の取組みを浸透させたり、一緒に前進させるという、そういう段階に次は行くのではないかなと思います。この解消協のあり方と言った場合に、市町村の参画ということを検討したらどうかと思います。

以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。

　広域自治体として市町村をどう支援していくのか、その支援のあり方として、今は大阪府の事務局が広域支援相談員を中心に支援していますが、解消協のネットワークがもう少し使えるのかもしれないという、大変ありがたいご提案。

　今、市町村担当者は、オブザーバーで出席という形で来ていただき、最後に「少しご意見ありませんか」といった形で、ご意見頂戴しているわけです。もう少し少人数で積極的に、議案によっては、皆さま方のネットワークを使って、どう地域づくりができるか考える場みたいなものを、分科会とかワーキングという形で展開できるかもしれないということです。本当に貴重なご意見をありがとうございました。それも含めて、府の今後の運営を考えるという課題をいただきました。

　それでは、【論点２】の方にまいりたいと思います。

　この協議会の中に合議体を設置して、あっせん、そして、あっせんに至らないケースでも、広域支援相談員への助言、こういう形で事例検討を今までしてきたわけですが、合議体の機能について、改めてご説明いただけますでしょうか。

○事務局　はい、事務局です。失礼いたします。

　資料３－１の墨字版では３ページ、点字版では４ページの下の方、「【論点２】合議体の機能について」ご説明します。

　【３か年の取組状況と自己評価】について。

墨字版では上から２つめ、点字版では５ページの中段になっています。

「○　合議体における委員の多様な議論の積み重ねと個々の事例を深く掘り下げた分析は、府の障がい者差別解消の取組みの推進に向けた貴重な財産となっている」。

その下からですが、「○　一方で、相談事案の複雑化・多様化などを背景に、相談員が相談対応に当たって合議体からの即時助言を求めるケースの増加が想定される。今後、相談員の対応力の強化に向け、合議体による助言や検証の取組みを継続しつつ、相談員への助言を一層有効に機能させていくための手法の検討が必要である」と考えております。

　墨字版では４ページ、点字版は先ほどの続きになりますが、「（１）合議体が果たしてきた機能について」です。

　まず、「○　あっせん実施型合議体について」です。

　主な論点は２点あります。

　「①　合議体が有する機能の一つであるあっせんは、当事者間で合意形成により紛争解決をめざすものであり、障害者差別解消法上、行政は裁判所のような実効的な紛争解決の権限を有していない。よって、以下の場合には、あっせんによって紛争事案の解決を図ることに限界があるのではないか」と考えております。

　以下の場合とは、

　・当事者間の意見の隔たりが大きく、これ以上あっせんを継続しても進展が見込めな

い場合

　・当事者のうち一方と連絡がとれずあっせんの継続が困難である場合

と考えておりますが、この整理についてご意見をいただきたいと思います。

　また、資料にはございませんが、一方で、参考資料１、資料１を後ろからご覧いただいて、条例第１０条第４項に、「合議体は、紛争事案の解決のため必要なあっせん案を作成し、これを紛争事案の当事者に提示することができる」とあります。では、合議体があっせん案を作る場合とはどのような場合かについてもご意見をいただけたら幸いです。

　次に、墨字版では４ページ、点字版では７ページの上の方になりますが、「②　あっせんの対象に合理的配慮の提供（努力義務）を加えることについては、以下の点を踏まえてどう考えるか」とし、以下の点としまして、

　・現在も合理的配慮の不提供により不当な差別的取扱いに至ると考えられる場合はあっせん対象としていること

　・合理的配慮の提供が努力義務である以上、知事による勧告・公表規定の対象からは除外することになることから、あっせんの対象に加える実益があまりないこと

としております。

　この論点につきましては、資料にはございませんが、平成２７年度条例制定当時にもご議論をいただき、合理的配慮の提供が努力義務であるということから、あっせんの対象には加えないこととした経緯がございます。

　平成２７年度当時の整理なども踏まえて、ご意見をいただきたいと存じます。

　なお、資料６で条例を制定している都道府県一覧をお示ししておりますが、合理的配慮を努力義務としている２１都道府県で、あっせんの対象に合理的配慮の不提供を加えている都道府県は、府の調べでは５県となります。

　最後に、墨字版の４ページ、点字版では７ページの下の方、「○　助言・検証実施型合議体について」です。

　大阪府としましては、「合議体が有する機能の一つである、広域支援相談員が行う職務に関する助言については、立場や専門性を異にする解消協委員や専門委員が集まり意見交換を行うことにより、広域支援相談員の対応力向上につながり、また、将来のあっせんにも備えることができ、有意義な取組みであることから、今後も継続して実施することが必要ではないか。

ただし、あっせんに備えて、合議体の判断の安定化や助言機能の向上も求められるのではないか」と考えております。この点について、ご意見をいただきますようお願いします。

説明は以上でございます

○会長　はい。ありがとうございます。

　合議体のところ、検討の中から合議体につきまして、①から読み上げております。

　まず、１番めは「あっせんの限界」ということで、紛争解決をめざすことに限界がある。あっせんの終了する事例、あるいは、あっせんを始めない事例とか。あっせんを終了する事例ということで、一つは当事者間の意見の隔たりが大きく、これ以上あっせんを継続しても進展が見込めない場合と、当事者のうち一方と連絡が取れずあっせんの継続が困難である場合と、２点を挙げておりますが、これでよろしいでしょうか。こういうことがあるのですが、他にあるでしょうか。

　途中で連絡が取れるけれども、通知しても出てこなくなったという、欠席が続くというのは、どのように事務局は考えるのですか。

○事務局　事務局でございます。

　欠席、あっせんの場に出てこられない事業者がいらっしゃった場合には、あっせんの継続が困難になるかと考えております。

○会長　そうすると、連絡が取れない場合に準じて、紛争解決が困難で、あっせん終了になるのも仕方がない。

○事務局　はい。ただ、参考資料１の条例第１１条の「勧告」の中には、第１項第２号で、「正当な利用なく、調査を拒み、妨げ、忌避した紛争事案の関係者」と規定しておりますので、理由もなくあっせんの場に出てこない場合には、場合によっては、この規定が適用される可能性があろうかと思います。

基本的にはあっせんの場に出てこられなかったら、もう継続ができないと考えて、あっせんは終結になるのかなと思います。

○会長　はい。ありがとうございます。それ以外には、いかがでしょうか。

○委員　よろしいですか。

○会長　はい。お願いします。

○委員　実際、これ以上あっせんが進展しないとか、あるいは、対策が取れないという事案が、これまでどれぐらい数があるのですか。

○会長　事務局、お願いします。

○事務局　あっせんに至った例というのは、過去３年間でまだありません。申し出があって、あっせんに至らなかったという例は１件ありますが、あっせん案を提示したというケースはまだありません。

○委員　そうなのですね。つまり、あっせんにまで至る事例そのものが、これまでない。ない中で、こういうことが起こったときにどうしようかという議論ですよね。今後もそういう事案が起こらないかもしれないでしょうが、ただ、何が起こるか来るか分からないから、一応、それに備えておくということになります。例えば、もし継続が困難になったり、あるいは、あっせんをしようと思っても、そこに出てこられないというようなときも。先ほど、第何条でしたっけ。

○会長　第１１条ですね。

○委員　１１条でしたかね。

○会長　ただ、合議体が勧告するのではなくて、知事が勧告する形になりますね。

○委員　知事が。

○会長　合議体が招集を掛けて、「出てきなさい」という権限はないので。

○委員　ということは、ここでの議論は、合議体にそのような権限をなされる義務がある。提案としては、あり得ることでしょう。

○会長　協力義務なり、往復メールして、その中に「出て来なさい」というものを。「事実関係の調査に協力しなさい。あっせんに出るなら、協力しなさい」というような対応することも、一つの考え方。

ただ、あっせんというものの本来の姿を考えると、出てこないという場合には、あっせんは一応終了になるというのは、通常の考えなので、あえて、条例でそこまで踏み込んで、話し合いの場に引きずり出して、建設的な対話が伴っているというのは難しいというふうにも思います。

　ご意見、ありがとうございました。

　条例制定したときには、あまり具体に想定できていなかったものを、今後、あっせんがあった場合に、こういう方針で臨んでよろしいでしょうかということで、今回３年後の見直しの中で改めてクリアにしていこうということで、今回、まとめていただきました。

　昨日、合議体で議論をしたのですが、条例ではあっせん案を書くことができることになっています。通常、あっせんだと、あっせんの中で具体的な提案などはさせていただくことはあるのですが、文書としてあっせん案が出るということはあまり想定されていないことですが、条例ではあっせん案を作成して提出することができることになって、それはどういう場合だろうかということを話し合っております。

　合意がまとまりそうなときには、合意の内容は将来履行されないという場合には勧告につながりますので、合意の内容を文書にして、あっせん案として提示した上で、それに同意したということで、ご署名、捺印をいただくという形で、あっせん案の提示というのは、あり得るのかと思ってはいます。

　もう少しそれにこだわるとなると、ケース・バイ・ケースで、広域的な観点から、放置できないという場合については、「こうしてください」とか「これはいけません」というあっせん案を出して、その上で、勧告・公表というものにつなげていくのも、一つのあり方なのかもしれないというようにも考えております。合議体の中でも、このあっせん案を書ける、書くことのできる場合というのは、どういう場合だと、今、意見が分かれているところでございます。

　委員から、もしご意見などいただけるとありがたいのです。

○委員　はい。通常、あっせんの中で話し合いが行われて、合意ができればそれはそれでいいわけなのですが、合意ができない場合でも、とりあえず、そういうようにすべきだというようなものがあった場合は、合議体の委員が案を作ります。それを示して、のむかのまないかということになる。

差別している人の側からすると、それを合議体から示されて、「こう」というようにされたら、のもうとなるように思う。積極的に自分から、「じゃ、そうしましょう」というのはなかなかできなくても、「こう」と示されたら、やらないといけないのかと思う場合は、多々あると思うのですね。

　だから、通常の和解でも、双方、やはり言い分がありますよね。だから、どちらにしても、少しずつ譲るのですが、言い分があって、そこで、本音としては譲りたくないのだけれど、言われたら「のもう」というようになることがあるので、通常の和解でも、裁判所が和解案を出したりするのはあります。普通は、あっせん案というのは、そういうものなのです。

○会長　和解の場合は、和解案の提出、そして、提示しますけど、あっせんの場合というのは、あっせん案は、通常、個人間の紛争解決の中では出ないというように理解していたのです。

○委員　あっせんの方が案が出ると思いますけどね。法的な観点から考えて、こうであるというものを示すわけですが、合議体として、あっせん案の中で、「こうあるべき」だということを示す。それがあっせん案なので。それは、あっせんの場合の方が出ると思うのです。

○会長　はい。ありがとうございます。ゲストスピーカー、いかがですか。

○ゲストスピーカー　先ほどから議論がありますが、特に、お二人間の議論に付け加えることはありません。

　ある意味では、合意の成立を示す文書として残すのがあっせん案だという理解がまずあった上で、それでもなお、とりわけ当事者間で理解の対立とか、意見の対立があって、なかなか合意に落とし込めないようなときに、合議体として一定の評価をさし示すという意味で、案を書いて、それを当事者間に示して、それが受けられれば、それが正式なあっせん案になるということなのかなと思います。

　その意味では、例えば広域支援相談員の方がやられているような、いわゆる当事者間の意見をすり合わせていって調整していく仕事よりは、一歩踏み込んだ判断ができるということなのだろうと思います。差し当たりは以上です。

○会長　それでは、３点めは、努力義務である合理的配慮の提供をあっせんの対象に加えることについて。

条例制定時は明確に、合理的配慮はあっせんの対象にはしないということが、議事にも残っているところでございます。その時には、委員からは、差別的取扱いの事例の中に、合理的配慮の不提供事例が入ってくるケースが必ずあるので、そういった場合は、差別的取扱いの事例として、あっせんの対象にするべきだという意見を確かにいただいていたのです。

　その後の事例検討を行った際には、そうした考え方が取られていまして、合理的配慮の不提供の結果、サービス利用を拒否したというようなケースでは、差別的取扱いということで、あっせんの対象にしましょうということが繰り返し、合議体の中では議論されてまいりました。

　これについてはいかがなのでしょうか。合議体のあっせんは、強制力を伴うものではないから、実効性の担保のための措置と併せて考えると、事実上の強制力を持つので、法律上義務付けられていない合理的配慮の不提供に係る事案まで、合議体があっせんの対象として踏み込むのはなかなか難しいというのが、条例制定当時の議論の中にあった。

　ただ、広く合理的配慮の提供をあっせんの対象にするということになると、その旨、解釈ではなくて、条例等の中でも明示していくことが必要かもしれません。いかがでしょうか。繰り返しになりますが、委員、ご意見を頂戴できませんでしょうか。

○委員　はい。合理的配慮の提供が努力義務とか法的義務とかいう経緯なのですが、合理的配慮の提供が法的義務という場合でも、なにがなんでも合理的配慮を提供しなければいけないというものではないわけで、過重な負担がある場合は、合理的配慮を提供しなくてもいいわけなのですね。いくら法的義務であったとしても。ただ、それに向けて、建設的な対話をしながら、どういうことができるのかという話し合いをする義務があるということが、法的義務なのですね。

　ですので、そういう意味で言えば、忌避した紛争事案の関係者について、そこに勧告までいくというのはちょっと、そこの案件については問題かもしれないですけど。ただ、あっせんに応じた場合に、その応じた人が建設的な話し合いをしていくということは、法の趣旨にかなっていると思います。特に、そういう意味では、努力義務だから、法的義務だから、ということにはならないと、自分では思っています。

　この差別解消法の趣旨としては、建設的対話を求めることなのですよ。合理的配慮の中で、どういう合理的配慮ができるのかということの対話をしていく。このあっせんの場は、まさにその場にふさわしいというように思うのですね。

　広域支援相談員の方がすごく、合理的配慮の部分でも努力されているのはあるのですが、やはりそこには限界があって、あっせんという場で建設的対話を促していくことの方が、はるかに効果的であると私は思います。ですので、ぜひこのあっせんに合理的配慮の提供を入れるべきだと思います。

○会長　はい。ありがとうございます。

○委員　条例改正で言うのだったら、もちろん事業者への法的義務を目的とすべきだと。それが一番だというようには思いますけどね。

○会長　法的義務化を目的にした上で、第９条についても、現在はあっせんを第８条第１項に規定されている不当な差別的取扱いに限るとされていますが、そこの部分も併せて見直すようにしていただいたらということになろうかと。

　建設的な対話では、広域支援相談員の調整によって解決することに加えて、あっせんの場でも建設的対話が成り立つような事例では、あっせんの場での紛争解決ということが、法の趣旨にあっていて、条例見直しの第一歩の一つとして考える必要があるということなのですね。

○委員　はい。そうでございます。

○会長　委員、お願いいたします。

○委員　法律の専門家ではなく、むしろ差別を受ける側の立場でお願いしたいなという気持ちがあります。努力義務であれ、法的義務であれ、差別を受ける側というのは、やはり解決は妥協点というか、和解に向けて有効な何かを進めるような条例であってほしいなと思います。

　今、委員がおっしゃいましたように、努力義務であれ、法的義務であれ、やはり間に立って建設的な方法に向けて、差別を受ける側の仲裁だという点では、両方とも同じ意味合いを持っております。

　「有効なあっせんは、両方の立場があまりにも格差があって」という表記がありましたが、もともと非常に格差があるものでありまして、どこまで行ってもおそらく、双方が本当に納得する合意点というのは難しいだろうと思いますけれども、差別を受ける側としましては両方の区別なく、やはり行政が前向きなあっせんと言いますか、合意点、妥協点に向けて、条例の中で何か書き込んでいただきたいと思う次第でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。

　法的義務と努力義務という意味合いがありましたが、差別解消法上は、「してはならない」というのと、「努めなければならない」というのは、どちらも法的義務で、法的な要請の度合いが少し異なるみたいな、法律上の義務でひっつけられています。そういった趣旨に鑑みて、あっせんの運用をどうするかということが、一つの課題だと。それが必要になるでしょう。

　これについては、委員お願いします。

○委員　たびたび失礼します。このあっせんに合理的配慮の提供を含めるかどうかということなのですが、これはやはり、いろんな事例を見てきても、どう合理的配慮を必要な変更、調整するかということは、合意する上では必ず入ってくるのではないかなというように思います。

　よく私どもの相談でも、学校の教室では一緒に学ぶのだけども、修学旅行のときには参加させてもらえない。どういう介助とか、どういう手だてが必要だというのも、そこまで学校はできないというようなことで、教育委員会にも話されてとか、いろいろ検討されるのですが、なかなかできないということがあったりします。

　そうすると、どこまで変更とか調整ができるかということが、修学旅行に参加できるかできないか、逆に言ったら、修学旅行から排除するかしないかという、その差別的取扱いに関わってくると思うのですね。

　私どもの相談に来られるのはやはり、「私たちではなかなかできないところを代わって言ってほしい」という、そういう意味合いがあるのですね。第三者的な立場で提案して、調整してほしいという、そういう訴えだと思うのですね。

　それは先ほど委員がおっしゃったように、障がい当事者と事業者とが対等に話をしている問題ではないと思うのです。事業者は強い立場でありますし、障がい者、差別を受ける側は、社会的に弱い立場なのです。最初から排除されているのですから、弱い立場であるのですね。そこを何とか取り組んでほしいということで、もう震えながら言っているという、そういう状況だと思うのですよ。

　ですから、そのような社会的な立場の強弱の違いがあるわけです。そこをきちんと平等に埋めようという意味で、行政とか国家が動くという、そのための仕組みだと思います。今回排除したことの非を認めるかどうかというあっせんだけではなく、こういうことができないかとか、こういう変更ができないかをきちんと、双方の意見を受けて、あっせんの中に入れていくのは、当然のことではないかなと思います。

　労働紛争のあっせんでも、「労働条件に非があったことを認め」というのも入りますが、それを克服するために、例えば職場環境を充実させるために研修しますとか、そういうことが入ったりします。そういう意味では、どう取り組むかというところも含めて、あっせんの中に入れないと、双方合意というのはなかなかなりにくいと思います。そこがどこまでできるかという、過重な負担ではないかどうかというのは、双方に意見を聞きながらやっていくと思います。

　そういう意味では、あっせんというのは、差別を受ける側からしたら本当に頼みの綱になりますのでね。そこに必ず、あっせんで合理的配慮をどこまでやってもらえるのかというようなことを、入れていくことというのは必要になるのではないかと思います。

以上です。

○会長　はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

○委員　すみません。

○会長　はい。

○委員　これは後の大きなテーマとしての合理的配慮を法的義務化するのかどうかということと関わる問題だと思うのです。

　今日のお話の中で、努力義務を位置付けたままに、このあっせんといったものを導入するのか、それとも、努力義務には、そういうあっせんはなじまないということを前提として、合理的配慮がやはり一番、双方の言い分もあり、主張も隔たったり、あるいは、過重な負担といったものを、どう判断するのかということで、第三者が入ってやってあげないとなかなか調整がつかないケースが多いと思うのですが。そういったものに、有効的に機能するためにも、いわゆる合理的配慮を法的義務規定に移すべきだというようにしていくのか。そこの論点の整理がやはり要ると思うのですよね。

　ですから、今日の議論の中で、合理的配慮の努力義務といったものでも、あっせんの対象にならないことを前提にするならば、やはりそこに、そういったあっせんというのが必要だねという、そういう思いを持つ人が、この中にもいたとするならば、それはやはり義務規定にすべきではないかという筋につながっていく話ですし。

　「いやいや、努力義務のまま、あっせんといったものも、対応も可能なのだ」と言うならば、それでは、どうあるべきなのかということにもなってくるだろうし。そこはやはり整理をしないといけないのかなと思いました。

○会長　合理的配慮も、大阪府の条例では、国の法律を踏まえて努力義務にしていますが、併せて３年後の見直しの中でどうするかということも、重要な検討課題の一つだと考えております。それについては、別途、改めて資料を作り、審議したいというように考えているところです。今回のあっせんの問題も当然関わってまいりますので、改めて、その時にご意見を頂戴したいと思います。

　条例施行から３年になって、啓発活動をしている中で、事業者の方々が合理的配慮についての理解を持って、この程度であれば、大阪府の事業者として当然、服する義務があって、必要があるというように考える意見が多ければ、それがアンケートで示されれば、それも踏まえて、次回で改めて合理的配慮の提供を義務化しなければならないという方程式でよいかどうか、ご検討いただきたいというように思います。

　それでは、事業者を含めた府民の意識、障がい者理解の促進について、これまでどうしてきたのか、どういう関わりがあったかを、検証していきたいと思います。これについては、状況説明を事務局からお願いしたいと思いますが。いかがでしょうか。

○事務局　啓発について、墨字から読ませていただきます。

　資料３－１、５ページです。点字版では３ページの中段、「論点３　府民の障がい者に対する理解の促進について」です。

　点字版９ページの下の方にお進みください。

「（１）障害者差別解消法及び大阪府障がい者差別解消条例施行後３か年の啓発の取組みについて」です。

　大阪府では、法及び条例施行に伴い、大阪府障がい者差別解消ガイドラインなどの啓発冊子を作成し、配布するとともに、ふれあいキャンペーンなどの障がい理解の取組みにも適宜、法の内容を追加するなどの啓発に努めてきました。

しかし、広域支援相談員が受け付けた事案からは、障がいのある方への偏見や無関心が依然伺えることがあるので、引き続き障がい理解の浸透に向けて努めていきたいと考えております。

　具体的には、その下に、点字版では１０ページの中段になりますが、「○　今後の府民の障がい理解の浸透に向けて」、

　１　関係機関や解消協が有するネットワークを活用した啓発活動の推進

　２　市町村における啓発活動の促進に向けた取組みを進める必要があると考えます。

　１つめのネットワークの活用について、大阪府では、庁内他部局や関係機関、民間事業者等と連携して啓発を進めていますが、今後とも関係機関等と連携した啓発が求められていると考えます。

　２つめの市町村の啓発活動促進について、市町村自身も課題として、近隣市町村の取組状況の把握不足や企画内容のマンネリ化などを挙げています。そこで、広域自治体である大阪府が、市町村の好事例を把握し共有するなどして、市町村における啓発活動の取組みを一層促進していくことが考えられます。

　なお、これまで、大阪府が行ってきた啓発の取組みにつきましては、資料５－１でご確認ください。

　市町村の取組状況につきましては、資料５－２をご参考ください。

　市町村の啓発の好事例につきまして、これは「大阪ふれあいキャンペーン」で府内市町村にご協力いただいたものになりますが、資料５－３でお示ししております。

　説明は以上になります。

○会長　はい。ありがとうございます。

　「府民の障がい理解が十分に浸透しているとは言えない」と、ワーキング等から挙がっていましたが、それまでの啓発の対象と手法に課題がなかったかなど、ご意見頂戴できればと思います。

　事業者向けの啓発に関しましては、アンケート調査結果を踏まえて、対応したいと思いますので、啓発活動の課題などを、ご意見頂戴できればと思います。

今、浸透した啓発活動と言えばどのような形があって、市町村との啓発はどのようにしていけるかなど、いろいろとアイデアを頂戴できればと思います。

　障がい者差別とは何かということが府民全体に、障がい者の方だけではなくて、いろんな事情があって、ひょっとしたら差別を受けたのではないかと思う当事者の方が、地域の方に相談されると、「それは絶対差別だよ。相談窓口があるから、相談に行ったら」と言ってくれるような社会だと、泣き寝入りしなくて済む。あるいは、サポーターがそばにいる社会になる。

　そういった意味でまだまだ、何が障がい者差別なのか、障がい者差別の解消には、誰がどう動くべきか。それはおそらく市町村の窓口担当者や大阪府の広域支援相談員以外の方々のご協力、ご支援なども必要だと。訴えやすい、差別解消の声を上げやすい社会につながるのではないかと。理論的には思うのですね。

　ただ、そこに向かって、これからの３年、一歩踏み出していく、それがどういうような啓発手法が必要なのだろうか。大阪府だけで今の予算でやっていける啓発活動では、やはり限界があると感じでいるのですね。かといって、では、十分な予算が今後つくかというと、それも難しい状態で。皆さま方のご協力とご支援もあり、できれば、今回の最終的な提言をする中で、盛り込んでいくのか。先ほど、ご意見を頂戴した支援地域協議会としての役割などにも関係していくのかとも思うのですが。

○委員　すみません。

○会長　はい。お願いします。

○委員　精神障がいについてですが、障がいと言われる中でも、最も取組みが遅れております。そして、理解も遅れていると言われるのですが、２０２２年から高校の教科書の中に精神障がいが取り上げられることになるようです。

　たくさんの市町村で障がいに関するキャンペーンであるとか、イベントをやっていただくのは、市民の中に染み込んでいくというのでは、いい手だてかなと思いますが、具体的に、この場に出かけられない皆さんに、もっともっと基本的に知っていただきたい。教育機関を通じて、市町村の教育委員会のカリキュラムの中で取り上げていただきたいなというのが、一つの願いです。

　精神に限らず他の障がいに関しましても、インクルーシブ（inclusive：包括的な）ということを考えますと、多様な不自由さを持っている人たちとも一緒に生きていくのだというようなことが学校レベルで取り組まれることを非常に強く望んでいるところでございます。

　それと、町の中では、例えば精神障がい者の家族会が市町村にあること、保健センターの保健所では家族教室もやっていること等について、回覧板レベルでの普及ということもご理解いただければなというように、日ごろから思っている次第でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。

今の学校の教育の中でも、障がい者差別解消に向けた福祉教育を学校の、あるいは、学校にこだわらず地域ということで展開していく場合は、誰が中心になって行ったらいいのでしょうか。

○委員　教育現場のそういう大切さということを本当につくづく思っております。小学校からずっとこういう形で当たり前のようにあることによって、多様性を尊重できるような考え方は、しっかりと定着するようになると思います。

ただし、知識レベルで教えていくという考え方よりも、体験的にいろんなディスカッションや啓発活動をする。また、いろんな疑似体験をしながら体験的に学んでいくという場合、教科書は要らないと思います。

　特に、体験というのは、非常に教育の現場でも大きく、今、チャンスなところがあるというようなことを思いますので、そんなところも含めて取り組んでいくべきです。教育の中の主体はやはり教員なのだと思いますから、まず、教員に対する理解、啓発というのを、今、やっていると思いますが。

　さらに、単なる教科書で教えるとかということだけではなくて、もっと体験的に、もっと身近に感じられるような、それこそアクティブラーニング形式の障がい者理解、また、多様性の理解ということから進めていく必要があると思う。

個々に関しては、総合的な学習の時間やら、道徳やら、また学級会やら、この教育を計画的に進める、取り組んでいくということは、非常に大事なベースの理解になってくるのではないかなということで、いつも、地域、学校でもぜひ進んでいけるように、再度啓発していきたいなと思っております。

○会長　はい。ありがとうございます。

　体験的に学ぶということであれば、地域社会で何が起こっているのか、それについてどう考えるのかということを、地域で一緒になって考える機会、あるいは、地域に出ていって考える機会が、おそらく有益ではないかと思います。そうなると、学校教育だけではなく、地域の人たちを巻き込んだ、つまり、体験に学ぶ教育がふくらんで、大きくなる。この協議会が中心になって対応できますかね。企業の方々、当事者の方々、自治体の方々もおりますし、そういった方々が、福祉教育の場に出かけていって、考えを示す。どう考えるのかということを、話し合っていくことはできますか。

○委員　今、学校運営協議会という、学校で地域、家庭教育、いろんなところをつないでいける場は、どこの学校でも、当然、使っていると思います。そういったところが地域との連携という形になってくると、ある意味では、学校のみならず地域の啓発ということにもつながってくるという意味では、有益なのかなということは感じておるところであります。

　そういった意味でも、地域との連携の中で、こういった形、委員はやはり出ていって、学校とともに、地域の教育という意味での連携はあるかと思います。

○会長　はい。ありがとうございます。

　支援地域協議会との機能強化ということも、一つの課題だったというように思いますが、そのためにも、障がい者差別の解決のために福祉教育を、このネットワークの中でどのように展開していけるのか。それぞれの立場で、アイデアを出しあうような差別解消協議会が、１回ぐらい開かれてもいいのかなというように思います。

一通りめどが立った段階で、来年ぐらいそんな、差別解消協議会にチャレンジしていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、最後にオブザーバーの方から１人ずつ、可能な限りの範囲の検討課題で、コメントいただけますでしょうか。

○オブザーバー　すみません。説明させていただきます。

　私も参加させていただきまして、活発なご意見と議論、それと、同じく、中身につきましてご意見としていました、市町村の自治体としての役割ですね。非常にこれは重要な話の一つであるとういうように、当然ながら認識はいたしております。

　私が特に感じておりますのが、資料の各市町村のアンケート等で、実際に差別を感じたことがあるかどうかというような、先ほどございましたが、非常に温度差があると言いますか、私どものような小さな町村では、一定地域のコミュニティーが醸成されておるわけですね。いわゆる合理的配慮という部分につきましては、その地域の中で形成されているというところでございます。

　しかしながら、そういう中でも実際に、そういう差別を受けたという相談件数というのは、私が知る限りでは、ここ数年間だけでも、１件もないのですが。しかし、それが逆に、声を出しにくい環境であるのではないかな、そういったことも当然、懸念されるわけで。そういった環境の整備がなかなか、いろいろ相談がないからと言って、それでいいのかというのが一つの問題です。そこはあぐらをかいてはいけない部分ではございますので、そういった取組みというのも必要ではないのかなというように感じるところであります。

　また、もう一つ懸念しておりますのが、こういった相談の内容に対応する市町村職員のスキルですね。こちらにつきましても、町村としてはそういった対応が、ケースがないものですから、担当職員が２年、３年で替わって、いきなり担当するから、そうすべき適切な対応ができるのかというと、これは市町村の取組みの問題でございますが、そういった懸念もございます。

　そういう意味では、広域的に届く範囲での市町村の勉強を強化するなり、また、合議次第では、大阪府の方に研修の機会を設けていただくことで、それで解消できるのではないかなと考えていたところです。ありがとうございます。

○会長　はい。ありがとうございます。

○オブザーバー　よろしくお願いします。

当課では人権相談ですとか、人権に関しての調査、救済事業を取り扱っています。差別事項で扱っている中で感じるのは、寄せられる人権相談等で、やはり合理的配慮に関する認識のずれといいますか、そこから起こってくる問題というのが非常に多いのかなと感じているところです。

　大阪府で用意していただいた資料４－１に、やはり合理的配慮に関する、「過大な負担となる場合を除き、配慮や工夫を行わないことは差別に当たると思うか、思わないか」という、このアンケートの結果にも出ていると思うのですが。それがどこまで理解が浸透しているのか。それをどのように理解の整理をしていくのかということが、例えば資料６の中の、あっせんの対象範囲に合理的配慮の提供を含めるか含めないかというところにも見解が分かれているのが出ているかなというのが、現れているということに感じました。

　国としては、この障がいのある方の人権課題以外にも、女性ですとか、子どもですとか、高齢者、外国人、そういったさまざまな人権の擁護を伝えているのですが。

人権啓発として一つ、紹介させていただきますと、例えば障がい者スポーツのボッチャですとか、アイマスク体験ですとか、車いすのバスケットボール体験会などを通じた人権教室を、小学校や中学校に出向いて、実際に体験してもらうことで、そういう理解を深めていっていることにも取り組んでおりました。

また、盲導犬を通じた人権教育などですね。そういった実際に体験していただいて、初めて分かるということもあると思うので、引き続きこういった啓発活動には取り組んでいく必要があるのかというように感じました。　以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。

○オブザーバー　本日はお世話になります。われわれとしましては、雇用・労働分野における障がい者の差別禁止、合理的配慮、こういったものが焦点になりますので、若干、この障がい者差別解消法の主張とは違うのですが。われわれのところでの取扱いについて、ご紹介させていただけたらなと思っております。

　先般の会議で、今後、厚生労働省で、「平成２８年度以降の取扱数」というものを、公表を行う前に、そういうのがありますということで、ご紹介させていただいたのですが。先般、厚生労働省で平成２８年度以降の３年間の取扱数の公表がありましたので、この場で、ご紹介させていただこうと思います。

とりわけ、障害者雇用促進法の７４条の第７項、紛争解決援助の、われわれは調停ということですね、調停に係る取扱数についてご案内させていただきますと、平成２８年度以降３年間で、２８、２９、３０年度で、実積として１０件、全国で１０件ということになっております。

　内訳としましては、平成２８年度の障がい者差別に係る事案は２件でございます。合理的配慮というのはありませんでした。よって、平成２８年度は合計２件。平成２９年度につきましては、差別事案が１件、合理的配慮事案が２件、合計３件。平成３０年度につきましては、差別事案がなくて、合理的配慮事案が５件、合計５件ということで、１０件といったことになっております。

　これら以外にも、相談件数とか指導件数というのは、厚生労働省のホームページの方に掲載しておりますので、またご確認いただければなと思いますので、よろしくお願いいたします

　私からは以上でございます。

○会長　はい。ありがとうございます。

　最後になりますが、ゲストスピーカー、全体についてのご意見をよろしくお願いします。

○ゲストスピーカー

　ご指名いただきましたので、一点、述べておきますと。比較的最初の方で、大阪府の障がい者差別解消協議会と、障害者差別解消法における支援地域協議会に関係について、少し議論がありましたが。すでにご指摘いただいた点も含めて、合議体の中でも含めて、特にそれに付け加えることもないのかなと思っていたのですが、最後のところで一点、委員がご指摘された点について述べてみます。

　これは大阪府の条例と障害者差別解消法の書きぶりに関わるのですが、障害者差別解消法における支援地域協議会というのは、構成機関と表現されていて、そこで国と地方公共団体の機関であって、「障がい者の自立と社会参加に関わっているもの」と表記されております。そうしますと、支援地域協議会の構成員としては、もともと国の機関とか地方公共団体の機関というものが想定されていると、このように理解することができます。

　そうした関係機関の間でも、相談に係る情報の共有とか、相談事例を踏まえた、その地域での差別解消に向けた取組みを協議する場として、支援地域協議会を挙げているというように、これは理解することができます。

　ただ、これは法律ではあくまで「組織をすることができる」と規定をされておりますので、必ず組織をしないといけないものではない。そうしますと、支援地域協議会を組織するかどうか、組織するとして、どういう見解で組織をするのかについては、たぶん、これは地方公共団体のある意味では裁量とか、自由に委ねられているところなのかなと、このように思います。

　それに対して大阪府の解消協というのは、あくまで大阪府の知事の附属機関という形で設置をされていて、ある意味では、大阪府のそれ以外の協議会と同じように、いわゆる関係団体が基本的には構成員として想定をされている。だからこそ、法律の支援地域協議会で想定されている、関係機関の間での情報の共有というのは、なかなかしにくいのかなと、このように理解をしております。

その上で、大阪府の条例というのは、大阪府の協議会に支援地域協議会の機能を持っていくという形で、実質的には法律の要請している支援地域協議会の役割を果たせようと。ただ、構成員の違いがありますので、どうしても関係機関の間での情報の共有はしにくい側面があるのかなと、このように私自身は理解をしております。

　その上での課題として、委員、あるいは、先ほど会長がご指摘されたような問題があって、私はその点はまったく、問題意識を共有しておりますので、今後、法律のいう関係機関を、どのような形で大阪府の協議会に組み込んでいくのか、という問題がおそらくあるかなと、このように今、理解しております。技術的との細かい点になりましたけれども、私からは以上です。

○会長　はい。ありがとうございます。

本日は大変貴重なご意見いただいて、ありがとうございました。

最後、これで全ての議事を終了いたしましたので、事務局に議事をお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、これで第１０回大阪府障がい者差別解消協議会を閉会いたします。本日は長時間にわたりまして熱心にご議論いただきありがとうございます。

　机の上の別冊ファイルは、そのまま置いてお帰りくださいませ。皆さま、お忘れものがございませんように、お気を付けてお帰りくださいませ。

　本日は、どうもありがとうございました。

（終了）